

第27回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年2月10日
場 所 いなべ市役所 議会棟
第1委員会室

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	欠	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	欠	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分

閉 会 時 刻 午前9時45分

配布物 「農業者年金 パンフレット」、「令和3年中賃貸料一覧」

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第27回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第27回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第27回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっています。本日の議事録署名委員に、1番議席小川太一委員と、14番議席山田陽一委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) 議長	それでは、日程第2 報告第57号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第2 報告第57号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処

	<p>分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があつたので報告する。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は7件、10筆、面積15,828m²であることを報告します。</p>
議長 (日程第3) (日程第4)	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願ひします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p> <p>日程第3 議案第151号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」、日程第4 議案第152号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 議案第151号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。今回は、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。利用権設定4件、6筆、面積8,778m²です。</p>

	<p>続きまして、日程第4 議案第152号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>所有権移転につきましても、市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する、農地売買等事業に関する所有権移転3件、6筆、14,172m²となっております。本議案は、所有者から三重県農林水産支援センターへの所有権移転です。</p> <p>農地売買事業とは、担い手農業者等の規模拡大を図ることにより、経営安定化を目指すための事業です。売り手にも、買い手にも条件はありますが、メリットもある事業です。(農地売買事業のパンフレットを基に説明)</p>
議長	<p>議案第151号は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を定めた利用権の設定です。また、議案第152号は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地売買事業による所有権移転です。</p> <p>この集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特ないようですので、議案第151号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第152号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」について採決します。</p>

		<p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第5)	議長	<p>続きまして、日程第5 議案第153号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について(委員会処分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第153号 農地の競売に対する買受適格証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、農地の競売に対する買受適格証明願いがあったので議決を求める。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の競売及び公売に参加するときは、誰でも参加できるわけではなく、農地を持てる人しか参加できません。農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防止するため、農地法の申請書と買受適格証明が必要となります。農地として耕作をする目的で取得する場合には3条許可の買受適格証明、農地を農地以外の用途に転換する目的で取得する場合には5条許可の買受適格証明が必要となります。</p> <p>今回、3条についての買受適格証明願が提出されています。</p> <p>本案件は、津地方裁判所四日市支部が実施する競売についての案件です。証明書を添付することにより競売に参加することが可能となります。参加する全ての者が、適格証明が必要となるため、同一箇所において複数の申請がされることがあります。</p> <p>この案件が議決され、競売で落札できれば、改めて委員会での議決を要することなく所有権を移転することができます。</p> <p>今回の買受適格証明願の申請は、2件、3筆、面積5,442m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <1番案件>の申請地は、大安町南金井地内の田です。 譲受人である大安町梅戸の [REDACTED] が議案書に記載の2筆、3,588m²を農地と農業用倉庫として利用する計画です。営農計画書が提出されております。 <2番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の田です。</p>

	<p>譲受人である大安町梅戸の [REDACTED] が議案書に記載の1筆、1,854m²を農地として利用する計画です。</p> <p>以上です。</p>
	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第153号を採決します。</p> <p>本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することいたします。</p>
(日程第6)	<p>議長 続きまして、日程第6 議案第154号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第6 議案第154号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、6件、9筆、面積7,302m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <53番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の農用地の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町麻生田の [REDACTED] が、北勢町南中津原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、1,028m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><54番案件>及び<55番案件>については、先ほどの議案第153号買受適格証明願いで説明を行いましたので、省略いたします。先ほどの証明願いと併せて所有権移転の申請書も出されています。</p> <p><56番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畠です。</p>

	<p>譲受人である北勢町其原の[REDACTED]が、北勢町其原の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、477m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><57番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町其原の[REDACTED]が、北勢町其原の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、144m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><58番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畠です。</p> <p>譲受人である員弁町北金井の[REDACTED]が、神奈川県横浜市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、211m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
(日程第7) (日程第8)	<p>特に無いようですので、議案第154号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を採決いたします。</p> <p>本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第7 議案第155号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第8 議案第156号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第7 議案第155号</p>

農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤和雄

今回の申請は、1件、1筆、448m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<45番案件>の申請地は、員弁町畠新田地内の畠です。農地区分は、員弁中学校といなべ眼科が500m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である三重郡朝日町の[REDACTED]が、員弁町北金井の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、448m²を、一般個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は50cm程度の盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は敷地内で集水して既設の道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第8 議案第156号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、面積383m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<24番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畠です。農地区分は、北勢庁舎が300m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町阿下喜の[REDACTED]と四日市市の[REDACTED]が、北勢町阿下喜の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、383m²を一般個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は、周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は敷地内で集水枠を設置して集水し、既設の道路側溝へ放流します。

		<p>以上5条所有権移転1件、使用貸借権設定1件の計2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、2月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第155号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」1件、議案第156号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。 のことについて、何か質問はありますか。</p>
		<p>特に無いようですので、議案第155号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
		<p>続いて、議案第156号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第9)	議長	<p>続きまして、日程第9 議案第157号「非農地証明願承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p>

	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第9 議案第157号 非農地証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和4年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、4筆、1,874m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <70番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の台帳地目、畠です。 願い出者は、北勢町南中津原の[REDACTED]で、昭和48年から宅地に転用し、現在に至っています。 <71番案件>の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、畠です。 願い出者は、大安町南金井の[REDACTED]で、20年以上前から宅地に転用し、現在に至っています。 <72番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の台帳地目、畠です。 願い出者は、大安町石榑南の[REDACTED]で、昭和40年頃から宅地として利用し、現在に至っています。 <73番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の台帳地目、田です。 願い出者は、大安町丹生川上の[REDACTED]で、平成11年頃から宅地に転用し、現在に至っています。</p> <p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>非農地証明につきましては、無断転用後おおむね20年を経過した土地についての証明です。 何か質問はありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第157号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、農業者年金の件で、副会長からお願ひします。</p>
	藤田委員	<p>お手元にパンフレットを配布しましたが、農業者にとって大きなメリットをもつ農業者年金の話です。これは、積み立て方式、確定拠出型の終身年金であり、加入資格は20歳以上60歳未満、国民年金の第1号被保険者であること、年間60日以上農業に従事していることです。</p> <p>この度、制度が改正されました。まず一つ目は、35歳未満で一定の要件を満たせば、月額1万円から加入できるようになったということです。今まででは、2万円から6万7千円の保険料でしたが、最低1万円から加入できるようになりました。</p> <p>二つ目は、年金の受給開始時期が選択できるようになりました。農業者老齢年金の受給開始を65歳から75歳までの間で選択できるようになりました。</p> <p>三つ目は、加入可能年齢が60歳から65歳に引き上げられたということです。国民年金の任意加入者であれば、65歳まで加入できるということです。</p> <p>農業をされている人はぜひ加入してもらうといいと思いますし、お近くに対象の人がいれば勧めてもらえるといいと思います。</p> <p>例えば、20歳から月2万円の保険料を40年加入したとして、平均寿命で計算すると、男性で1,624万円、女性で1,717万円を受け取れる有利な年金となっています。老後生活を考えて、加入してもらうといいかなと思います。</p> <p>一度見ていただきたい、周知、PRをお願いしたいと思います。</p> <p>ご家族や地域の農業者で興味をもたれる方がいれば、農業委員会の事務局へつなげていただきますようにお願ひします。</p>
	議長	ありがとうございました。次に、事務局からお願ひします。

事務局	<p>もう1つの配布させていただいた資料ですが、令和3年中の農地の賃借料等についての情報一覧を置かせていただきました。これは、農業経営基盤強化促進事業同意書と農地法第3条の賃貸借権等設定の許可申請に基づき、作成したものです。ホームページにも掲載しております。地域での問い合わせ等のご参考にとご用意いたしました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>もう一点ですが、3月4日に開催される研修会への出欠報告がまだの方は、事務局までよろしくお願ひいたします。以上です。</p>	
議長	<p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>次回は、3月3日(木)午前9時から現地調査です。11番藤田一房委員と12番石原昭彦委員は出席をお願いします。</p> <p>次の委員会は、3月10日(木)です。場所は、いなべ市役所本庁舎の2階になります。よろしくお願ひします。</p>	
6 閉会の宣言 【午前9時45分閉会】	議長	これをもちまして、第27回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者